

傷病手当金を請求される方へ

スタンレー電気健康保険組合

1. 支給の対象となるための要件（以下の4つの要件をすべて満たす必要があります）

- ① 病気やケガのための療養中
- ② 病気やケガの療養のために仕事につけない
- ③ 連続して3日以上休んでいる（続けて休んだ場合の4日目から支給。初めの3日間は「待機期間」といい、支給されません。）
- ④ ①②により給与が支給されない、または支給されていても傷病手当金の日額を下回る

2. 療養のために仕事に就くことができないとき

仕事に就くことができない状態であるかについては、被保険者の仕事の内容・病気やケガの症状、療養を担当した医師の意見等をもとに総合的に判断されます。

傷病手当金は、医療機関等において疾病に対する「療養の給付」（治療・投薬等）が行われていることを前提に、傷病手当金を請求される方が療養に専念した上で病気やケガを治し、労働力を早期に回復することを主な目的としています。そのため支給可否の審査においては「療養の給付」が行われていることが必要です。

医師の指示に従わず、診断を拒んだり、処方箋を交付されているにもかかわらず服薬しない等、適切に療養をされていない場合は、傷病手当金が支給されないこともあります。

3. 支給期間について

支給開始日から通算して1年6ヶ月。

途中で就労し、傷病手当金が支給されない期間は通算期間に含まれません。

4. 支給日および支給方法について

【支給日】

毎月10日（休日の場合は前日）までに健康保険組合へ到着した申請分は、翌月25日（休日の場合は前日）に支給します。※書類記載不備や内容審査によっては、支給が遅れることがあります。

【支給方法】

- 請求書の内容を審査のうえ支給を決定し、保険給付決定支払通知書を送付します。
- 事業主委任払いとしている事業所（被保険者証の記号が「1」）は、事業主を経由して給与口座へ振込します。
- 上記以外の事業所については、被保険者の給与口座へ直接振込します。
- 退職者については、退職月の翌月までは給与口座へ、それ以降は請求書に記載された口座へ振込します。

5. 支給額について

●傷病手当金

休業した1日につき、直近12ヶ月間の標準報酬月額平均額÷30×82%相当額（82%の内15%は付加給付）が支給されます。なお、会社から一部支給（報酬、交通費、諸手当等）がある場合、その額が傷病手当金の額を下回るときは、その差額が支給されます。

●障害厚生年金（障害基礎年金含む）、老齢厚生年金（退職後受給）等を受給している場合
障害厚生年金、老齢厚生年金（退職後受給）が受けられるようになると、傷病手当金は打ち切られます。ただし、傷病手当金の額より下回るときは、その差額を支給。傷病の初診日に年金の被保険者である場合、初診日から1年6ヶ月を経過した日、または1年6ヶ月以内にその傷病が治癒（症状が固定）した日に、法令で定められた障害等級に該当する場合、その翌月から障害年金が支給されます。（詳細は、年金事務所へお問い合わせください）

※障害年金の認定まで、時間がかかる場合があります。傷病手当金の受給後、障害厚生年金、障害手当金を受けることとなった場合は、受給した傷病手当金を返還していただくことになります。その際は、当健康保険組合までご連絡ください。

●労災保険

業務上での疾病、負傷で労災保険を受給している場合、原則傷病手当金は支給されません。

また、過去に労災保険の休業補償給付を受けていた方が、同一の病気やケガにより再び労務不能となったときも傷病手当金は請求対象外となります。

ただし、休業補償給付の日額が傷病手当金の日額より低い場合は、その差額が支給されます。

●傷病手当金と出産手当金を同時に請求できるとき

傷病手当金と出産手当金を同時に請求できるときは、出産手当金を優先して請求してください。ただし、傷病手当金の方が出産手当金の金額より多いときは、その差額を請求することができます。

※傷病手当金と出産手当金に日額は「支給開始日以前の継続した12ヶ月間の各月の標準報酬月額を平均した額」を元に算出します。傷病手当金と出産手当金に支給開始日が異なることにより日額に差額が生じ、傷病手当金の方が多いたときは差額を請求してください。

●雇用保険の失業給付を受けられる状態のとき

傷病手当金は病気やケガの療養のために仕事に就けない方が対象のため、雇用保険の失業給付を受けられる状態（＝仕事に就ける状態）となった方は請求対象外となります。

6. 給付を受ける権利・時効

2年（消滅時効の起算日：労務不能であった日ごとにその翌日）

7. 資格喪失後の継続給付について

【支給要件】

●資格を喪失した日の前日まで継続して1年以上被保険者であったことが必要となります。

（任意継続被保険者及び共済組合の組合員であった期間は含まれません。）

●退職日当日に傷病手当金を受け得る状態（請求期間が有給休暇であるため傷病手当金の支給がない方を含む）にあることが必要となります。そのため、退職日にたとえ短時間であっても出勤した場合は請求期間が継続されず、資格喪失後の請求は対象外となります。

●資格喪失後の給付は「継続給付」であるため1日でも支給できない日があると支給期間が断続され、その後の全ての期間について請求対象外となります。なお、在職中からの傷病の継続となり、新たな傷病による請求はできません。